

東御市から転出される方へ

東御市にお住まいの間は東御市発展のためにご協力をいただきありがとうございます。

転入届は、新しい住所に住み始めた日から14日以内に新住所地の市町村役場で手続きをして下さい。

転入届には、**1・転出証明書 2・印鑑 3・本人確認ができるもの（運転免許証等） 4・個人番号カード** が必要ですので持参して下さい。

手続きするもの	東御市での手続き	新住所地での手続き
1. 印鑑登録者	市民カードまたは印鑑登録証を返却してください。	必要な方は、改めて手続きをしてください。
2. 国民健康保険加入者	保険証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等をお返してください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。	改めて加入手続きをしてください。
3. 国民年金加入者	東御市での手続きは特にありません。	手続きは特にありません。
4. 年金受給者	東御市での手続きは特にありません。	手続きは特にありません。
5. 後期高齢者医療保険加入者	被保険者証・限度額適用標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証等をお返してください。転出（予定）日をもって資格がなくなります。県外へ転出される方は、負担区分等証明書をお受け取りください。	改めて手続きをしてください。限度額適用標準負担額減額認定証・特定疾病療養受療証等が必要な方は、申請をしてください。県外へ転入される方は、負担区分等証明書を持参して手続きをしてください。
6. 介護保険対象者	保険証を返却してください。介護保険の要介護認定を受けている方は、総合福祉センター内高齢者係にて受給資格証明書をお受け取りください。	改めて手続きをして下さい。介護保険の認定を受けている方は、受給資格証明書を合わせて提出してください。
7. 小中学校の児童・生徒	これまで通っていた小中学校から在学証明書、転学用の教科書用図書、給与証明書をお取りください。	新住所地の教育委員会へお問い合わせのうえ、転校先の学校へ在学証明書、転学用の教科書用図書、給与証明書を提出してください。
8. 保育園児・認定こども園・幼稚園在園児	退園届を提出していない方は、至急通園している施設にお問い合わせください。	保育担当課へお問い合わせのうえ、入園申し込みの手続きをしてください。
9. 児童手当受給者	市民課もしくは福祉課へ児童手当消滅届を提出してください。	健康保険証等を持参して改めて手続きをしてください。
10. 児童扶養手当受給者（父子・母子家庭対象）	福祉課で変更（転出）届の手続きをしてください。	新住所地で引続き手当を申請する場合は、事前に転出先の市町村へ申請に必要な添付書類等を確認され手続きをしてください。
11. 特別児童扶養手当受給者	同上	同上
12. 福祉医療受給者	福祉医療費受給者証を市民課もしくは福祉課へ返却してください。	新住所地での受給資格の有無を確認のうえ、改めて手続きをしてください。
13. 上水道・下水道	上水道・下水道の使用をやめるときは、事前に上下水道料金センターで手続きをしてください。	使用開始の申し込みをしてください。
14. バイク（125cc以下） 農耕車の所有者	東御市のナンバープレートをお返してください。なお、東御市に住んでいる家族が使用する場合は名義変更の届出をしてください。	新住所の市町村で改めて新しいナンバーの交付手続きをしてください。
15. 二輪（126cc以上） 軽四輪の所有者	東御市での手続きは特にありません。	最寄の自家用自動車協会または、新住所地管轄の陸運事務所で住所変更の手続きをしてください。（※必要書類は電話で事前にご確認ください）
16. 犬の所有者	東御市での手続きは特にありません。	東御市で交付された鑑札をお持ちのうえ、新住所地の市町村窓口で犬の所在地の変更手続きをしてください。
17. 国外転出者	選挙管理委員会でも在外選挙人名簿登録申請ができます。	海外の大使館等で在外選挙人名簿登録申請ができます。

※その他（世帯員全員が転出される場合）

①FMとうみのラジオを借用されていた方は、市民課市民係もしくは企画振興課広報統計係へ返却をお願いします。

②区に加入していた方は、隣組長に転出したことを伝えていただきますようお願いいたします。

転出証明に記載してある内容に変更があった場合でも、転入する市町村窓口にもそのまま転出証明書を提出して、その旨申し出てください。

また、転出を取り消す場合は、速やかにこの転出証明書を持参し、当市で転出取消しの手続きをして下さい。